

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月 制定

令和4年5月 改定

山鹿市農業委員会

山鹿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月5日制定

令和4年5月6日改定

山鹿市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

また、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知により、最適化活動の目標の設定、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員との役割分担等についての考え方が示されたところである。

山鹿市の農地は中山間地から平地へと広がり、それぞれの地域において米、繁殖牛、野菜等の複合経営やすいか、メロン、イチゴ等を中心とした施設園芸、また、米・麦・大豆等の普通作物や肥育・酪農等の専業経営がなされている。このように、農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地においては栗などの果樹やたけのこなどの特用林産物等を中心とした農業経営体が多く、担い手の高齢化・減少が進んでおり、遊休農地の発生が特に懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。

一方、平坦地では土地利用型の米・麦・大豆等の普通作物や飼料稲や飼料用米等の飼料作物、その他タバコ等の工芸作物の栽培が占めていることから、担い手への農地利用の集積・集約化に農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、山鹿市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和8年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、別紙の「年間活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

山鹿市農業委員会農地利用最適化実践チーム設置要領に基づき、管内を6地域に分け、それぞれの地域において農業委員及び推進委員をチーム編成し推進していく。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地 ※ 面積(A)	遊休農地 面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年度末)	6,810ha	32.6ha	0.48%
1年後の目標 (令和4年度末)	6,770ha	23.0ha	0.34%
2年後の目標 (令和5年度末)	6,730ha	17.2ha	0.26%
3年後の目標 (令和6年度末)	6,700ha	11.5ha	0.17%
4年後の目標 (令和7年度末)	6,670ha	5.7ha	0.9%
目 標 (令和8年度末)	6,640ha	0.0ha	0%

※管内の農地面積については、耕作及び作付面積統計(国が実施する統計調査)における耕作面積とし、その推移については転用等により5年間で170ha(過去5カ年の減少割合)減少するものとした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・農業委員及び推進委員は担当地域の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)を実施する。

また、同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について委員間で協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム(eMAFF農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

・利用意向調査の結果を受け、所有者等の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて農業委員会において「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年度末)	6,810ha	3,187ha	46.8%
1年後の目標 (令和4年度末)	6,770ha	3,403ha	50.3%
2年後の目標 (令和5年度末)	6,730ha	3,618ha	53.8%
3年後の目標 (令和6年度末)	6,700ha	4,050ha	60.4%
4年後の目標 (令和7年度末)	6,670ha	4,697ha	70.4%
目 標 (令和8年度末)	6,640ha	5,344ha	80.5%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- ・農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・農業委員会は、山鹿市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を図るなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- ・管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）	新規参入者への貸付等同意面積
現 状 （令和3年度末）	4人 （4.6ha）	0法人 （0ha）	11.2ha
1年後の目標 （令和4年度末）	7人 （5.0ha）	3法人 （7.4ha）	11.2ha
2年後の目標 （令和5年度末）	7人 （5.0ha）	3法人 （7.4ha）	11.2ha
3年後の目標 （令和6年度末）	7人 （5.0ha）	3法人 （7.4ha）	11.2ha
4年後の目標 （令和7年度末）	7人 （5.0ha）	3法人 （7.4ha）	11.2ha
5年後の目標 （令和8年度末）	7人 （5.0ha）	3法人 （7.4ha）	11.2ha

※新規参入者数（個人）及び（法人）の現状については、過去3年平均の数値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・国・県の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農者の受け入れ体制について

- ・山鹿市、農協等と連携し、新規就農希望者の情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- ・担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、農地の所有者等から「農地利用意向確認書」の提出があった場合には、新規参集者等（法人を含む。）との農地のマッチングを行うとともに、地域の受入条件の整備を図るなど後見人等の役割を担う。